

呉広風園生活困窮者就労認定訓練事業計画
(生活困窮者自立支援法に基づく中間的就労)

1. 事業の目的

生活困窮者就労認定訓練事業は、生活困窮者自立支援法に基づき、直ちに一般就労が困難な利用者に対し、自立相談支援機関の斡旋に応じて、就労の機会と必要な訓練等を提供し、生活困窮者が一般就労への移行に向けて訓練計画を作成し実施する。

利用者は、雇用契約を締結せず、訓練として就労を体験する形態（非雇用型）で就労を行う。最終目的は、支援を要せず、一般就労ができるようになること、ひいては困窮状態を脱却する事を目的とする。

2. 対象者

すぐに一般企業で働くことが難しい方が対象者となる。具体的には、長期離職者、ニート、ひきこもり、心身に課題がある方、精神疾患を抱える方、生活保護受給者など、さまざまな状況の方が対象者となる。自立相談支援機関のアセスメントにおいて、将来的に一般就労が可能と認められるが、一般就労に就く上で、まずは本人の状況に応じた柔軟な働き方をする必要があると判断されたものであって、福祉事務所設置自治体による支援決定を受けた方を対象とする。

3. 定員

2名

4. 就労担当者

就労支援担当者を1名以上配置し、利用者の就労支援に関する業務を担当する。

5. 就労支援

就労支援プログラム（訓練計画）の策定する。

対象者への就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行う。

自立相談支援機関及び関係機関との連絡調整を行う。

以上のほか、対象者に対する就労等の支援について必要な措置を講じる。

6. 就労内容

支援職員業務補助

施設内外清掃（トイレ、汚物室、階段、食堂、廊下等）

外部からの委託就労（部品加工作業、部品検品作業等）

7. 就労時間

月曜日～金曜日（9時～17時）

（土日祝祭日及び年末年始 12月29日～1月3日は行わない）

時 間	日 課	備 考
9：00	出勤 ラジオ体操 散歩（10分）	本日の業務確認
9：30	就労訓練	
11：50	昼食	
13：00	ラジオ体操 散歩（10分）	
13：30	就労訓練	
17：00	終了	面談（一日の振り返り）

8. 就労の実施期間

利用者の状態や課題に応じた実施期間を設ける。

概ね、3～6ヵ月程度の期間設定とし、定期的に自立相談支援機関による就労訓練事業所への訪問等の関与の下、就労支援担当者と対象者の面談を経た上でプログラムの見直し、更新を行う。

9. 就労金

1時間当たり920円を支給する。

10. 傷害保険

ボランティア行事用保険にて対応する。

保険料1日あたり28円は施設負担とする。

11. その他

交通費は自己負担とする。

昼食については、各自持参する。